

水洗化工事に関する支援について

制度名	制度概要	支援内容
水洗便所設置奨励金 (令和6年度末まで)	次の工事を行う者に対し、 交付するもの 。 ・水洗便所に改造するための工事 ・既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事	くみ取便所：26,000円 浄化槽：12,500円 法人の利用、貸付金との併用は不可
水洗便所設置費特別助成金	・水洗便所に改造するための工事 ・既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事	くみ取便所：384,000円以内 浄化槽：220,500円以内 満65歳以上で、かつ前年の所得金額が145万円以下であること
水洗便所築造工事資金貸付金	次の工事を行う者に対し、工事に要する資金の 貸付を行うもの 。 ・水洗便所に改造するための工事 ・既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための工事	くみ取便所：400,000円以内 浄化槽：200,000円以内 管延長が長い場合は増額が可能
水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金	水洗化困難箇所において、公共下水道に接続するためにポンプ施設等を設置する工事を行う者等に対し、 交付するもの 。	新規設置：工事費の4分の3 ポンプ交換：工事費の半額～全額 (設置からの経過年数による)

制度の利用に当たっては、上記の他、施工の事前申請であること、京都市の指定工事業者による施工であることなど、諸条件あり